

令和 8 年 6 月 1 7 日

照会者名

代理人名

出入国在留管理庁参事官（法規）

令和 8 年 5 月 2 0 日付けで別添により照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

対象となる / 対象とならない

（※ 回答しない場合は、その旨を記載する。）

2 理由（見解及び根拠）

出入国管理及び難民認定法第 2 1 条第 3 項は、在留期間の更新の申請があった場合には、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる旨規定しているところ、在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由の有無を判断するに当たって、在留資格「経営・管理」の在留期間の更新を希望する外国人に係る法人の資本金の額のうち、どの範囲の額が出入国管理及び難民認定法施行規則別記様式第 3 0 号の 2 様式等の「申請人の投資額」に該当するかということや、その「申請人の投資額」の額の多寡がどのように評価されるかということは、個別具体の事案に即して判断される事柄であることから、一般的・抽象的に回答することは困難である。

本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束し得るものではありません。